

運転中のスマホ・カーナビ等の使用・注視を厳罰化

車で走行しながらスマートフォンや携帯電話等を使用したり、カーナビゲーション装置等の画面を注視する「ながら運転」について、今年の国会で道路交通法が改正（2019年6月5日公布）され、2019年12月1日に施行、厳罰化されます。

携帯電話等使用時の違反点数・反則金なども約3倍と大幅に引き上げられ、もしも運転中にスマートフォン等を使用していて、交通事故などの危険に結びついた場合は、違反点数が6点となるため、即免許停止処分になります。また、「交通の危険」に対する罰則についても引き上げられ、交通反則通告制度の適用から除外され、「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」となります。

以上を踏まえ、各事業者の運行管理者等につきましては、社内教育や日常の点呼時等において、ドライバーへの指導及び監督の徹底を行い、違反をさせないよう周知をお願いします。

※「携帯電話使用等による交通の危険」とは、①通話（保持）②画像注視（保持）③画像注視（非保持）することによって、交通の危険を生じさせる行為。

◆【携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合】

	改正前	改正後
罰 則	3ヶ月以下の懲役または 5万円以下の罰金	1年以下の懲役または <u>30万円の罰金</u>
違反点数	2点	6点（即免許停止）
反 則 金	大 型：1万2千円 普 通：9千円 二 輪：7千円 小特等：6千円	非反則行為となり、 すべて罰則を適用

◆【携帯電話の使用等（保持）】

	改正前	改正後
罰 則	5万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役または 10万円以下の罰金
違反点数	1点	3点
反 則 金	大 型：7千円 普 通：6千円 二 輪：6千円 小特等：5千円	大 型：2万5千円 普 通：1万8千円 二 輪：1万5千円 小特等：1万2千円

※【罰則】 道路交通法第71条第5号の5の規定に違反した場合の罰則の改正

※【違反点数・反則金】 道路交通法施行令 別表第2及び第6の改正

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ねください。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821